

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業所の概要

(フリガナ) 運営主体の法人名 (事業者名)	シャカイクシホウジン ワラビシシャカイクシキョウギカイ	
	社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会	
運営主体の所在地	埼玉県蕨市錦町 3 丁目 3 番 27 号	
運営主体の開設年月	昭和 44 年 3 月 17 日	
運営主体の代表者氏名	会 長 下村 純久	
(フリガナ) 事業所名	ワラビンダイイチチイキホウカツシエンセンター 蕨市第一地域包括支援センター	
役職・氏名	地域包括支援センター	指定介護予防支援事業所
	所 長 橋本佐和子	管理者 橋本佐和子
事業所の所在地	埼玉県蕨市錦町 3 丁目 3 番 27 号 蕨市総合社会福祉センター内	
交通の方法	JR 京浜東北線蕨駅西口下車徒歩 20 分 JR 埼京線北戸田駅下車徒歩 15 分	
電話番号・FAX 番号	電話 048-434-6721	FAX 048-434-6731
介護保険の指定番号	1101400024	
指定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	

2. 職員の体制に関する事項 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)

所属する担当職員の構成・人数	地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)	
	管理者	1名(保健師兼務)
	保健師等の人数	1名以上
	主任介護支援専門員もしくは 介護支援専門員的人数	1名以上
	社会福祉士等の人数	1名以上
	事務職員	1名
職員の健康診断の実施の有無	有 ・ 無	
常勤職員の所定労働時間	1週間当たり 38 時間 45 分	

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月～金曜	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
	特記事項	土曜日、日曜日、祝日、及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは営業していません。
サービス提供地域	蕨市 (北町 , 錦町 , 中央 1 丁目・3 丁目～6 丁目)	
損害賠償保険	あいおいニッセイ同和損保 加入	
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人の 苦情・相談対応窓 口	蕨市第一地域包括支援センター
		電話番号 048-434-6721
		対応時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 (土日祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く)
	蕨市社会福祉協議 会苦情解決第三者 委員会	元行政職員 須永 年長
		電話番号 090-7423-2556
		民生委員 小畑 正子 電話番号 048-445-9491
	蕨市役所苦情相談 窓口	蕨市役所 健康福祉部
		健康長寿課 地域支援係
		電話番号 048-433-7756
		対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く)
	国保連苦情・相談 対応窓口(介護サー ビス苦情相談窓口)	埼玉県国民健康保険団体連合会
		電話番号 048-824-2568
		対応時間 午前 8 時 30 分～正午、 午後 1 時～午後 5 時 (土日祝日を除く)

事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。
秘密の保持	担当職員は、業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は業務終了後も同様です。
利用料	【指定介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係わる費用(月額 4,605 円・初回加算1回 3,126 円・委託連携加算1回 3,126 円)は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護予防サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。
	【ケアマネジメントA】 介護予防ケアマネジメント作成に係わる費用(月額 4,605 円・初回加算1回 3,126 円・委託連携加算1回 3,126 円)は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、介護予防ケアマネジメントを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。
その他	【虐待の防止】 虐待の発生または再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的開催します。また職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。 【業務継続計画の策定】 感染症や災害の発生時に、非常時の体制で早期に業務再開を図る為の計画を策定します。 【感染症の予防及びまん延防止】 感染症の予防及びまん延防止対策として、事業所内の衛生管理、訪問時などにおける衛生管理を行います。 【運営上の留意事項】 職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が当事業所の職員に対して行い、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為には、「ハラスメント防止のための指針」に基づき、必要な処置を講じます。

指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

運営主体

所在地 埼玉県蕨市錦町 3 丁目 3 番 27 号

名 称 社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会

代表者 会 長 下村 純久

事業所名

蕨市第一地域包括支援センター

説明者 _____

契約書第 22 条により委託した居宅介護支援事業者

事業所名 _____

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

利用者	住所	埼玉県蕨市
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	
利用者 の家族	住所	
	氏名	